

第三セクターの経営で指針を示す 自治省

自治省はこのほど「第三セクターに関する指針」をまとめ、各都道府県等に第三セクターの適切な対処と市町村への連絡・徹底方を通知した。

この指針は、地方行政改革推進の一環として第三セクターを含む外郭団体関係の見直しが主要事項の一つとなっていること。また、近年の経済環境の変化等により、一部の第三セクターでは累積赤字等により事業遂行に支障を来している事例もみられ、運営改善や統廃合等に積極的に取り組むことが求められていること。さらに、一方では、今後も第三セクターの活用を図ることがふさわしいというケースも考えられるため、第三セクター方式のメリットが十分に発揮される体制の整備に留意する必要があること、などから第三セクターの設立、運営の指導監督、経営悪化時の対応などについて具体的に留意事項を示したものである。

第三セクターに関する指針

第1 一般的留意事項

(1)この指針において、第三セクターとは、地方公共団体が出資・出損を行っている商法法人及び民法法人をいう。

(2)パブル崩壊後経済環境が変化する中、一部の第三セクターにあつては赤字の累積等により経営が深刻化しているものがみられること等にかんがみ、地方公共団体は、第三セクターの経営状況の点検評価を行うとともに、積極的に運営の改善を促し、設立団体の財政運営に影響が及ぶことのないよう指導監督等に努める必

要があること。

(3)国・地方を通じた行財政改革への取組が要請されている今、第三セクターにおいても、役員数の及び給与の見直し、組織機構のスリム化等を行うとともに、類似業務を行うもの、既に目的を達成したと思われるもの、事業の存続が困難と思われるものなどの統廃合等を積極的に進める必要があること。
(4)金融機関を取り巻く環境の変化等を反映して、金融機関が保有する債権のリスクについて厳格な自己査定が行われることとなること等を踏まえ、第三セクターに対する地方公共団体の信用の付与や支援のあり方についての見直しが必要となっていること。

(5)地方分権の推進により、地方公共団体の自己決定権が拡大されることに対応して、地方行政の公正を確保し、その透明性を高めることがこれまで以上に重要となっていることにかんがみ、また、事業内容について住民からのフィードバックを期待するという観点も踏まえ、第三セクターの事業や公的関与の内容について積極的な情報開示に努める必要があること。

第2 設立に当たつての留意事項

1 事前の十分な検討

(1)第三セクターは、地域の活性化など、行政目的を達成するための手段として活用されるものであることにかんがみ、その設立に当たつては、行政施策との関連性を明確にするとともに、民間事業との関係等について慎重に検討する必要があること。一般的には、次のような事業に限って活用することが適当であること。
(ア)社会的便益が広く地域にもたらされる事業
(イ)事業収益を一定程度地域社会に帰属させることが望ましい事業
(ウ)民間資本を中心とする事業であるが、地域振興等の観点から地方公共団体が資本参加をする必要があると認められる事業

(注)ア)及びイ)は公共サービスに準ずるサービスを提供するもの、あるいは行政目的の実現を目指すものといふことができるもの

で、以下「行政補完型第三セクター」という。(ウ)は、以下「公民協調型第三セクター」という。
(2)行政補完型第三セクターは、一般的に採算性に欠け公的支援を必要とする場合が多いが、行政直営方式、公営企業方式、PFI方式等他の遂行手段との間で、提供するサービスの水準と公的支援などの事業コストとの関係を比較衡量(いわゆるvalue for money)の考え(方)して、第三セクター方式を採用するか否かの判断を行う必要があること。

なお、地域振興を目的とする事業等にあつては、コスト(出資や公的支援)に見合う効果の測定について困難を伴うが、できるだけ数量化した上で費用対効果の分析を行うよう努める必要があること。また、そのような分析結果を議会等に事前説明するよう努める必要があること。

(3)行政補完型第三セクターについては、地方公共団体が経営に関し主導的な地位を確保する必要があること、運営に当たつて公的支援が必要な場合があること等を前提として関係者と調整を行うとともに、その点について議会や住民にあらかじめ十分説明しておく必要があること。

この場合の地方公共団体の出資比率は、あくまでも個別事情に応じて判断されるべきであるが、一般的には五〇%以上とするか、筆頭株主となること等により主導的な地位を確保することが適当であること。
(4)公民協調型第三セクターについては、公民の役割分担の考え方を踏まえて地方公共団体の出資の必要性等

政 策

の検討を行う必要があること。地方公共団体の出資比率は事業の性格・内容によって異なるものであるが、一般的にはできるだけ低く抑えることが適当であること。したがって、設立後の第三セクターの経営については民間主導で行われることとするべきであること。

(5) 将来的には収支が均衡する見込みはあるものの当面収益が上がらない事業や事業の性格上採算性の低い事業については、あらかじめ公的支援が必要になることを踏まえた上で事業採択の可能性を検討する必要があること。

この場合、将来にわたる需要予測については、複数の需要予測の案を盛り込み、可変性を考慮したある程度幅を持たせた事業計画案を検討し、事業計画案ごとに必要となる公的支援がどれほどのものを明らかにしておくことが適当であること。

(6) 地方公共団体が出資者として負う責任はあくまでも出資の範囲内(有限責任)であり、これを超えた責任は存在しないことを当事者間はもとより、対外的にも明確にしておくよう努める必要があること。

2 公的支援のあり方

(1) 第三セクターは独立した事業主体であり、その経営は当該第三セクターの自助努力によって行われるべきであるが、事業の性格上当初から公的支援が必要であると考えられる場合にあつては、経費の性質に着目して負担原則を設定する公営企業繰出基準の考え方を参考に、あらかじめ地方公共団体と第三セクターの間で公的支援の考え方を取り決めてお

くことが適当であること。

(2) 事業実施の初期段階で特に大きな設備投資が必要となる事業については、借入金に依存すると金利負担が過重になり、将来の経営を圧迫することとなるので、設立当初に適切な資本金の額を確保しておく必要があること。

(3) 資金調達方式としては、事業自体の収益性に着目したプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とすべきであること。また、事業自体の収益性に基いた資金調達が困難である場合は、対象事業に公共性があり、かつ、信用補完等の観点から真にやむを得ない場合に限って、地方公共団体による損失補償の設定等の支援により資金調達が行われることとすべきであること。

なお、第三セクターの債務に係る損失補償契約等の債務負担行為の設定は、将来の財政運営への影響を考慮し、真にやむを得ない場合に限るべきであること。

(4) 地方公共団体の長等が第三セクターの債務について私人の立場で保証することは、公職の立場における契約と混同されるおそれがあるため極力避けるべきであること。また、地方公共団体の長等が第三セクターの経営に役員として参画する場合には、役員としての責任を追及される場合があることを認識しておくべきであること。

3 事業運営等

(1) 第三セクターは、公民による共同事業であるために、責任の所在が曖昧いなまに経営が行われがちであるが、独立した事業主体として自

らの責任で事業が遂行されるように、経営者の職務権限や責任を明確にする必要があること。

(2) 民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めること。事業が良好に運営されている場合は、料金を引き下げる等によりその利益を公共に還元するよう努めるべきであるが、同時に例えば商法人にあつては、出資者に対する適切な配当を行うなどにより、第三セクターへの民間参加にインセンティブが働くよう留意する必要があること。

4 議会への説明・情報の開示

(1) 第三セクターの設立時の議会に対する説明に際しては、地方公共団体は、需要予測の可変性を考慮した、ある程度幅を持たせた事業計画案に基づき、前提条件に対応した収支見通しを説明するよう努める必要があること。また、地方公共団体の将来の財政に影響を及ぼすおそれのある損失補償契約その他の公的支援が予想される場合には、あらかじめ説明しておくべきであること。

(2) 地域住民に対しても、事業の必要性、出資の意義、公的支援の内容や考え方、社会的便益、事業計画等に関して積極的な広報に努める必要があること。

第3 運営の指導監督等に当たつての留意事項

1 経営の定期的な点検評価

(1) 出資・出捐を行った地方公共団体は、第三セクターの経営状況の点検評価を定期的に行うことが適当であること。この場合、対象事業に関わる行政施策を担当する部局だけでは

なく、横断的に行財政改革全般を担当する部局の関係者、経営に関する有識者、第三セクターの経営責任者等が構成される、経営の点検評価を行うための委員会等を設置するなどにより行うことが適当であること。

(2) 経営状況の点検評価は、経営諸指標の分析等による経営の健全度の診断、事業計画と実績との対比等が中心となるが、それにとどまらず、設立的・趣旨に沿って事業が展開されているか、社会経済情勢の変化に対応して事業内容等の見直しは必要ないかといった観点からの点検評価も行う必要があること。

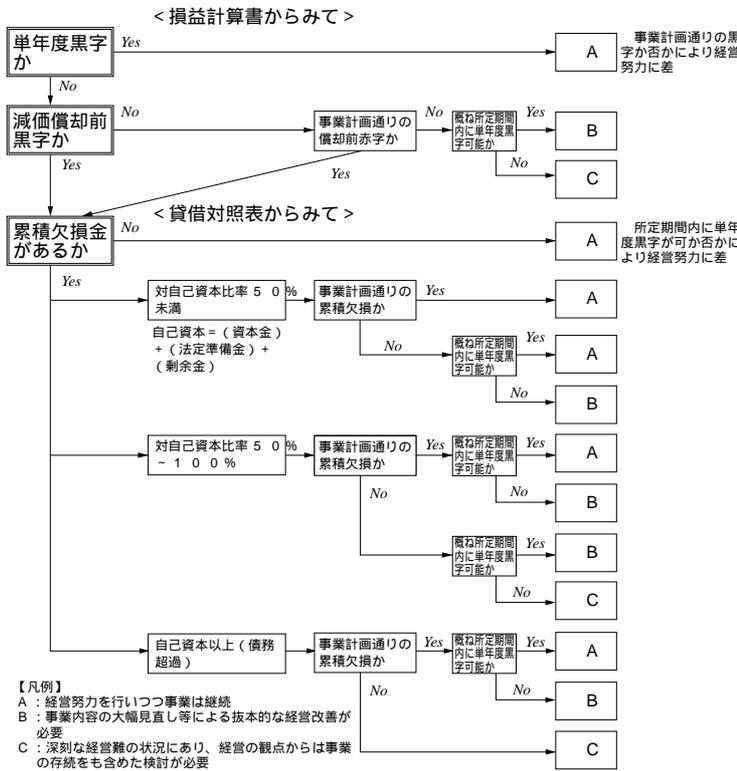
特に事業開始後一定期間が経過した第三セクターについては、時の経過の中で施策が長期間停滞しているもの、施策の価値又は効果が低下しているとみられるもの等にあつては、出資の継続の必要性を含めて点検評価を行う必要があること。また、事業としては順調に運営されているが、行政目的は既に達成されているあるいは公的関与の必要性は薄れていると考えられるものについては、地方公共団体の保有する株式の民間への譲渡等についても検討を行うことが適当であること。

(3) 複数の地方公共団体が出資・出捐している第三セクターについては、関係地方公共団体間で連携を密にして共同で責任を持って経営状況の点検評価を行う必要があること。また、民法法人については、都道府県知事は設立許可権者としての観点からも適切に指導監督を行う必要があること。

2 経営の予備的診断

政 策

図一 経営の予備的診断の参考例



経営状況の点検評価に当たっては、まず、経営諸指標の分析、事業計画と実績との比較等組み合わせ、予備的診断を行うことが適当である。予備的診断の参考例を示すと次のとおりであること。(図・1参照)

3 議会や住民への情報開示等

(1) 地方公共団体の出資比率が五〇%以上である第三セクター及び地方公共団体が損失補償契約等により資本金等の五〇%以上の債務を負担している第三セクターの経営状況については、議会への報告義務がある(地方自治法第二四三条の三)が、これらの場合以外でも、損失補償や相当程度の公的支援等を行っている場合は、必要に応じて、定期的

に議会にその経営状況を説明することを検討すべきであること。

この場合、設立当初に想定した事業計画と実績とを比較してその乖離が大きく、あらかじめ設定した公的支援の枠組みに変更が必要な場合には、その内容も議会に対して説明することが適当であること。

(2) 第三セクターに対して地方公共団体が行う公的支援に関する監査委員による監査(地方自治法第一九九条第一項)を適切に行うとともに、監査委員による第三セクターに対する監査(同法第一九九条第七項)や外部監査制度(同法第二五二条の三七第四項等)を活用するなどにより、地方公共団体が出資・出損している

第三セクターの事務の執行に対する監査体制を強化することが適当であること。

(3) 第三セクターの経営状況に関する情報については、商法法人については、商法により取締役が貸借対照表又はその要旨を公告すること、民法法人については、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成八年九月二十日閣議決定)により公益法人の業務及び財務等に関する情報を自主的に開示することとされているが、第三セクターの事業が行政施策と関わりが大きい場合には、地域住民の理解を得るため、必要に応じて、これらの情報について地域住民に対しわかりやすい形で開示を行うよう指導等を行うことが適当であること。

また、地方公共団体が五〇%以上出資するもの、五〇%未満の出資法人についても特に損失補償契約をしているもの、相当程度の公的支援を行っているもの等については、出資者である地方公共団体において、財務諸表等の範囲内で経営状況等についてわかりやすいあらましを作成する等、広報に努めることが適当であること。

第4 経営悪化時の対応に当たつての留意事項

1 経営悪化時における速やかな対応

(1) 第三セクターの経営状況の定期的な点検評価の結果、累積赤字の増加や改善の見込みのない債務超過等により経営が深刻化していると判断される場合はもとより、事業計画と実績とを比較して需要予測との乖離が大きく経営が悪化しつつあると判断される場合には、問題を先送りすることなく、経営悪化の原因を検証し、経営努力の方策を講じるいは抜本的な経営の改善策を検討するべきであること。さらに深刻な経営難の状況にある場合にあっては、経営改善の可能性を検討した上で第三セクター方式での事業の存続そのものについても判断すべきであること。

なお、経営諸指標の数値水準は第三セクターの業種や設備投資の多寡等によって異なるものであり、また、設立時の資本金の不足や災害等、経営の責めに帰すべきではない理由によって経営諸指標が悪いという場合等もあるので、経営状況の評価は予備的診断の結果にこれらの要素を考慮した上で行われるべきものであること。

(2) 地方公共団体その他の出資者や金融機関との間で事業の存続について合意がなされている場合等にあつては、経営の点検評価とは別の観点からの対応策が検討されるべきであること。また、そもそも事業を継続させるか否かの判断については、経営状況に着目した評価のみならず、当該第三セクターが果たしている公

政 策

共・公益的使命など行政的な評価を加味した上で、総合的に検討されるべきであること。

2 経営改善により第三セクター方式を存続させる場合の留意点

(1) 経営状況の点検評価の結果、経営の改善により事業を存続させることとした第三セクターに対しては、速やかに経営改善計画を策定するよう指導等を行うこと。この場合当該計画は、経営の点検評価を行うための委員会等に諮って審査することが適当であること。

(2) 行政補完型第三セクター等にあつては、出資者としての責任とは別に、当該事業を行政施策との関わりの中で推進していること等行政遂行者としての立場から、事業存続のため、地方公共団体による公的支援の追加が避けられないという場合もありうるが、役員数の及び給与の見直し、組織機構のスリム化等、経営責任を明確化した上で抜本的改革への十分な取組が見込まれる場合に限って、公的支援の追加が検討されるべきであること。こうした公的支援の追加に当たっては、地方公共団体の財政運営に与える影響をあらかじめ評価し把握しておくべきであること。

また、この場合、地方公共団体は通常報告される財務諸表以外の第三セクターの経営状況に関する情報、経営悪化の原因の分析結果、新しい事業計画案の作成の前提条件等についても議会等に対して説明し、経営改善に係る公的支援の理解を求めめる必要があること。

(3) 第三セクター方式を存続させる場

合であっても、通常の経営改善策だけでなく合併、事業の一部譲渡等幅広い手法を検討するべきであること。

3 第三セクター方式を断念する場合の留意点

(1) 経営の点検評価を行うための委員会等の検討を経て、経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないと判断されるものについては、問題を先送りせず、早急に対処方策を検討するべきであること。

第三セクター方式を断念する場合における手続としては、株主総会決議による解散が多くみられるが、責任分担の透明性の確保等の観点から清算に係る法的手続（破産、特別清算）の活用についても検討し、それぞれの制度の長所・短所を十分踏まえた上で、適切に選択する必要があること。

(2) 債権債務関係の整理に当たって、地方公共団体は、出資の範囲内の負担、損失補償契約に基づく負担、あるいはあらかじめリスク分担を定めている場合はそれによる負担を負うというのが原則であり、過度の負担を負うことのないようにすべきであること。

なお、事業を断念する場合、既存施設の利活用等につき行政として対応する必要性が生ずる場合が考えられるが、これらへの対応と第三セクターに対する出資者としての責任とは別個のものであり、両者は峻別して考えるべきであること。行政としての対応については、それ自体に公共性が必要であり、その点を慎重に判断して決定すべきであること。

平成9年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

住民参加のまちづくり



めいほう高原音楽祭

現地レポート

岐阜県

明宝村

村の宝は5つのセクター会社

明方村から明宝村へ

明宝村は平成四年四月に明方村から明宝村へと村名を変更しました。明治以来合併等は行っていませんが、北明方村から奥明方村そして明方村とそれまでに三回村名変更を経験し、今回で四回目であります。

明宝村は岐阜県のほぼ中央部、飛騨と美濃の境界域にあり、面積は一五、四八六ha人口二、二〇〇人程の小さな村です。村の中心部を清流長良川の支流吉田川が流れシーズン中には、あまご、鮎釣り等で賑わいます。

産業としては村士の九四％を森林が占め、かつては林業を中心に、養蚕、畜産の盛んな村でした。しかしながら、昭和五〇年代には長期にわたる林業の低迷と水田再編等による農業の構造改革、全国的な少子化等大きな変化の中で、過疎化と高齢化はますます進み、村の活力減は自治体としての存続を危惧するような状況となってきました。そこで、活性化と過疎からの脱却は若者が残ることであり、就業機会の増大こそが最大の課題として、昭和六〇年からスタートした第二次総合計画に基づき新産業おこしをスタートさせました。

新産業おこしは第三セクターで

活性化の基本としての、新産業おこしは、開発による交流人口の増加と特産品の開発、販売拠点の整備という三つのテーマに従って計画の立案を進めてきました。



民間活力が乏しく、自主財源の無い村がこれら事業を進めるには公共団体の意志と民間のノウハウを生かす、かつ機動力がある第三セクターという当時はまだまだ珍しい手法を取らざるを得ませんでした。活性化若しくは雇用機会の増大という村の意志があるとはいえ、利益を追求する株式会社を設立し、経営するには経営責任、人事管理、債務等充分協議しなければならぬ課題が数多くあります。

幸いにして時代は、民間活力、ふるさと創世の時代であり、またいわゆるバブルの時代であったことから民間との交渉は比較的村がインシアチブを取りながら進めることができました。

第三セクター会社の設立

開発の中心としては長年検討を進

フォーラム

めてきたスキー場の建設事業を進めることとしました。計画では五〇億円以上の資金を必要とする事業であり、その事業規模の大きさから大企業との提携を図らざるを得ず数社との交渉の後名鉄グループと近隣町村の協力も得て昭和六三年に資本金二億円で開発、運営会社を設立いたしました。

一方土産品を製造するための、土産物加工事業については三〇年以上の歴史のあるハムづくりを中心にして食肉加工場を運営する会社の設立を計画しました。土産品が成功するには村民の参加意識が大切であり、村を中心にして各自治会毎に消費組合を設立し、全村民が出資した形で会社を設立し、昭和六三年の七月から事業のスタートをしました。

観光入り込み客の増加、土産品の製造に続いて残るのは販売拠点の整備です。昭和六三年から観光産業の拠点としての総合案内所、土産品の販売所、休憩所等を兼ね備えた、い



めいほうスキー場



道の駅・明宝

わゆる現在でいうところの道の駅の建設を村の事業として進めていました。当時は現在国道となっている四七二号線も主要地方道であり、通過交通量も少なく採算性に問題があるかも知れないということから、観光協会を設立し補助金を出しながらの運営委託を平成元年から行っていました。幸いにして、岐阜県を代表する観光地の高山市と八幡町を結ぶこの四七二号線(平成四年国道昇格)は予想以上の入り込みがあり、平成二年一二月に第三セクター会社を設立し、経営を行わせることと致しました。

順調なスタートが更なる
発展へ

先行して経営を始めた、ハム製造会社は中部未来博、高山博といったビッグイベントにより初年度から計画を大きく上回る実績を出し、その後の官民一体となった販売により、現在では、二〇名の社員が70名、計画本数二〇万本が一〇〇万本以上と大きく成長しました。また翌、平成元年にスタートしたスキー場も当初計画通りの入り込みにより順調な入り込みまで上げることができました。近年の雪不足でここ二三年はこの記録を越すことはできなくなってきましたが、三〇万人以上の入り込みは昭和六二年の観光入り込み客二万人から大きく延び、社員数も季節雇用併せて一〇〇人以上の効果を得

てきました。また観光入り込み客の増加に伴い、土産品の販売拠点の整備も進められました。観光産業の拠点としての総合案内所、土産品の販売所、休憩所等を兼ね備えた、い



明宝温泉「湯星館」

出してきています。また観光入り込み客の増は土産品の販売にも大きな影響を出し、土産館の経営も順調に推移してきています。こうしたスタートからの実績は村民をはじめとした関係者の自信に繋がりを、新たに通年型観光地を目指した温泉開発、女性の感性を生かした明宝レディーの設立へと拡大していきました。

経済基盤の確立と共に

五つの第三セクター会社の経営は、村の姿を大きく変えていきました。村では観光開発、土産品づくりを第三セクター会社で進めながら、過疎の村のイメージアップのための方法について研究し、花、音楽、スポーツをキイとすることとしました。

スポーツについてはスキー、音楽についてはジャズをメインとした音楽祭、花については花街道づくりと共に全村花いっぱい運動を進めることとしました。

ジャズをメインとした音楽祭は、例年七月の最終土曜日に行うこととし、職員をはじめ関係団体の協力を得て会場整備、バザー等多くのスタッフを村民で賄う手作りイベントとして定着し、平成一〇年には一六、〇〇〇人が集まるビッグイベントに成長してきました。

また、国道四七二号線はせせらぎ街道として県等の協力の下花街道づ

フォーラム

くりを進めてきましたが、それと同時に美しい村づくりのため進めてきた全村民が参加したクリーン作戦を全村花いっぱい運動として継続し、各自治会毎に毎年五月最終の日曜日に全団体の参加の下行ってきております。最近では、個人、企業、各家庭での花づくりも活発になり村民の花づくり意識の向上にも繋がっています。

地域づくりは村民総参加で

昭和六〇年から平成四年まで時代はバブルの時代でした。スタートが順調にできたことはその時代背景も大きな影響を与えていると思います。しかしながら、過疎から脱却し



明宝レディースセット



全村花いっぱい運動

なければ伝統文化の維持や福祉施策の方向づけさえ厳しいという危機感が住民総参加型で新産業おこしに結びつき、賛否両論有る中での村名変更を経て今に繋がっているものと思います。高齢化が進む村の中で後継者が村に残ることが最大の課題であります。そのための産業おこしを進めてきました。一〇年を経て時代も大きく変わってきています。これまでのエネルギーを持続しながら新たな課題に向かっていかなければなりません。住民と共に同じ目標が持てること、事業の成功に大きく影響することを学んできました。これからもこうした考え方を大切に村づくりを進めていきたいと考えております。(明宝村長 和田七朗)

情 報

今年の梅雨よ、
お手柔らかに

児玉芳子
生活評論家

梅雨

暦の上では十一日が「入梅」。標準的な気候なら七月の十日過ぎ、遅くとも子どもたちの夏休みがはじまる二十日頃には梅雨あけになるのが普通。とまあ四十日間くらいは梅雨空と付き合っって雨の日々を暮らすのが恒例です。それがまるつきり話が違ってしまったのが昨年の梅雨、早々と六月二日に梅雨入りが宣言され、梅雨あけがなんと八月二日でした。延々六十日間の記録的な長雨は人々を驚かせ、体調の思わしくない人も多く出て異常な長梅雨にうんざりしました。その後の盛夏も快晴が少なくあつという間に涼しい秋風が吹きはじめ、「今夏はとうとう海へ行かなかつた」という若者たちの嘆きも聞こえて、暑さの夏はないまま

じられ、太陽光のありがたさを改めて感じました。さて、今年の梅雨は「標準的な雨量」と、長期予報は申してはいますがどうか六十日タイプだけはごかんべん願いたいもの。天候の不順は植物だけでなく、われわれ人間まで狂わせてしまいますから。

六月の花

広い池一面に咲くあやめや菖蒲は紫、紅紫、白、色絞りなど花色も多、大きな花びらの花姿がいかにも優雅で観ている者のこころが和みます。少し湿った板敷きの散策道を歩みながら花々の中に分け入って行くのがまた気分の良いもので、花の風景に小さな御堂や寺社の渡り廊下や社殿のいらかが点在していたりすると雅趣も極まって、雨もいとわぬこちさえします。また今月はアジサイで有名な寺を巡るのも楽しみめで、雨に濡れたアジサイの大きな花玉が童女の如くうつむいていたりすると一つひとつ露を払ってやりたくなく、淡紫の七変化を見せるこの花木に西欧の風雅を感じながらこころがいやされてゆきます。雨の日の庭園や寺社は週末でなければ結構すいていて、ざわめかず静かに観賞できるのが何より、風流なものです。

川魚

六月は川魚の季節。アユ釣りが解禁になるのでスーパーのタナにもアユがずらりと並びます。別名「香魚」と呼ばれるだけあって、天然ものの身のしまったアユは塩焼きにしてワタごと食しても生ぐさみはみじんもなく、品格の高いお味。さすがは

川魚の「王」と感心しきりです。ドジョウも子持ちになつておいしくなります。開いたものを玉子でとじる柳川もさりながら、酒に漬けて泥を抜いたドジョウの丸のままを煮汁で煮ながら刻みねぎと山椒の粉で食べるのも食がすすみます。これはまるで山賊か野武士かといった荒々しい食べ方ですが、それがまたオツ。活気をと戻したいときに向いている料理です。コイは三枚におろして皮をとりそぎ身にして氷水で洗い、身をちぢませて、酢みそでいただく。洗いが夏向き。舌ざわりがシャリツとして蒸し暑い日の夕飯にぴったりです。変わったところではナマズのみそ汁もおすすめの味。見ためはよくないので丸ごとブツ切りにして汁の実にすると、うなぎのみそ汁かな？と思うような旨さが楽しめます。一度くらい挑戦してみる値打ちがあります。

六月のお祭

田植の六月に神社の御田植神事が各地で行なわれるのは納得がゆきますが、何故よりよってこの雨期に？ と不思議に思われる大きなお祭もあります。四日広島とうかさん大祭、五日熱田神宮祭、六日東京鳥越神社例大祭、十四日は大名行列で有名な金沢加賀百万石のお祭が市中进行し見物客でひしめくにぎわいです。十五日東京日枝神社山王祭も大祭で有名ですし、二十日京都鞍馬寺の竹伐りの会式も増兵の勇姿を眺めに見物人がどっと押し寄せます。雨だるうが何だるうが日本人はお祭好きなのです。

随 想

特産「とんぶり」考

随 想



秋田県長 田 町 治
秋田県内 比 内 澤 大

比内町の特産のひとつに、別名「畑のキャビア」とか「陸のカズノコ」とも呼ばれ親しまれている宝玉のような「とんぶり」がある。

とんぶりの栽培の歴史は古く、徳川時代の農業全書にも記されており、学名をアカザ科八八キ、地元では一般的な名を「ほうき(萼)草」といい、原産は、中央〜西アジアで、中国を経て伝来したといわれている。

この「とんぶり」は、ほうき草の一年草の実を加工したもので、利尿効果があるとされている古くからの自然食品である。「昔は荳で庭蓆を作り、実は農家や近在の人が食べるだけだった」とも言われ、実際に実を食用とするのは、精進料理としての使い方が主流だったようである。

一〜二ミリの小さな緑色の実は、外見は魚の卵に似てプリプリとした歯ざわりの良さは絶妙な風味がある。

比内町ではこの「とんぶり」を食物性の珍味として、昭和四十八年から全国に向けて販売を開始し、それまでの地元だけの食品から秋田の珍味として、主に東北、関東をはじめ全国各地へと販路の拡大を図っていった。

料理方法も多種多様で「とんぶりずし」「月見とんぶり」「ナメコと長芋とんぶり」「とんぶりスパゲッティ」「ヨーグルトケーキ」等々和風洋風すべてにマッチする手軽さがうけている。

さて、平成九年一月号の健康雑誌「壮快」でとんぶりは、アトピー性皮膚炎のかゆみ、痛み、炎症を

おさえる「効果があると紹介された。実験を行ったのは、玉川学園岡田医院院長の岡田研吉氏、氏によると、とんぶりは「地膚子」という漢方薬局で、手に入る漢方薬の材料になっていて、この地膚子は最も信頼されている中国の漢方の大古典「神農本草経」に載っている由緒正しい漢方薬とのことであるという。ほかに、利尿作用があるので膀胱炎や腎炎に効く、また、腹水が原因の病気の治療に役立つ、頭痛、目のはれや痛みに効く、ビタミンAが含まれているため、緑内障や疲れ目解消に役立つ。肝臓の機能を増強する殺菌作用があるためカビに対して強い力を発揮する、痔の人は煎じ汁でおしりを洗うと良い・・・等々、いく健康食品という訳である。

比内町のとんぶりは生産量、生産額とも日本一で、国内市場の九〇%以上を占めている。

平成八年度の収穫量調査によると、農家戸数七十二戸、作付け面積六五ヘクタール、生産量二二二トン、生産額一億一千五四万円は、まさに特産の王様である。

しかし、この日本一のとんぶりにも大きな悩みがある。それは生産戸数が平成二年を境にして徐々

に減少傾向が続いていること。要因はなんとと言っても農業従事者の高齢化、兼業化の進行や担い手不足などもあり、その対策が緊急の課題である。

秋田県の北部に位置し、面積約二〇五平方キロ、人口一万三千人弱の山間の町比内町は先人が残した生産の技術と知恵を、更に後世に引継ぐ為、黙々と技術を磨いている。

水清く、沢美しく、人情こまやかな比内人は自然の宝を今、日本中へ、否、世界中へ発信しようとしている。

いつか旅先で「とんぶり」と出会ったら是非一声かけて欲しい。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

「二十一世紀の水道の在り方」について報告書を発表 ―厚生省―

厚生省の水道基本問題検討会は二十一世紀の水道の在り方についての報告書をまとめた。

同骨子は、今後の水道行政の基本的視点として、これまで以上に「需要者の視点」に立つことが必要だと指摘し、このため、①需要者の多様なニーズに対応できるサービスを提供するためサービスの内容、質の決定に際しての需要者の参加の促進を図ること②個々の住民、事業者の視点に加え、都市、生活圏、経済圏といった面からの視点を併せ持つことが重要だとしている。

また、今後の水道の在り方としては、①全ての水道で「安全に飲用できる水」として同一の水準を維持すること②供給の前提として、水資源が限りあるものであることを踏まえ節水社会の実現を基本的モラルとすること③受益者負担の原則は維持すべきであり、地域ごとにある程度の料金格差は容認せざるを得ないが、同じ水準のサービスに対して大幅な料金格差や高額な料金負担が生じることに対しては政策的な配慮が必要としたほか、④独立採算による経営が困難な過疎地域等の簡易水道事業者等に対する手厚い国庫補助を検討すべき―としている。

同省は、検討会がまとめる最終報告を受け、必要な政策の見直しや関連法改正に反映させるとしている。

豪雪地帯対策基本計画の変更について

豪雪地帯対策基本計画について、このたび、昭和六十三年以来十一年振りに全面変更が行われた。

これは、①少子・高齢化の進行に伴う高齢者世帯の屋根雪おろし等新たな課題の発生②道府県豪雪地帯対策基本計画の創設等、地域の特性に応じた取り組みが定着してきたことから、これらを踏まえ豪雪地帯対策が必要とされていること③新しい全国総合開発計画と整合した施策の展開が必要となつていていること―といった情勢の変化に対応したもので、変更された基本計画は①交通、通信の安全性、円滑性の確保及び高度化を図るために必要な施策等の整備・拡充②活力ある地域づくりを進めるために必要な産業の基礎条件等の整備・改善③医療・教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充④治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充、また環境に配慮した施策の推進⑤克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化―等に重点をおいて推進を図ることとしている。

また、事業の実施にあたっては、①地方公共団体の自主性、自立性の強化②道府県豪雪地帯対策基本計画の尊重③効率的な事業の実施④民間団体等の協力⑤工事の早期着工について、特に留意することとしている。

なお、本計画は豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林漁業等の産業の振興、生活環境等に関する長期計画に反映され、その他あらゆる施策を行うにあたって尊重されなければならないとしている。

中山間地域等直接支払制度検討会における中間とりまとめを公表

昨年十二月に示された「農政改革大綱」を踏まえ、平成十二年度から導入する中山間地域等への直接支払制度の具体化に向けて検討を続けてきた「中山間地域等直接支払制度検討会」は、このほど中間とりまとめを行った。

対象地域については、従来から中山間地域対策が講じられてきた特定農山村法等、地域振興五法の指定地域の農用地区域で、水田及び畑（肥培管理された牧草地を含む）、水田のけい畔について対象とすることが適当とされた。

対象者は、一定規模以上の農業者に限定せずに、集落協定活動を機能させるためにも、零細農家等についても対象とすべきとされた。

単価については、条件の不利益、生産条件の格差に応じて段階的に単価を設定するのが適当ではないかとされた。

財源については、全額国が負担すべきとする意見と地方自治体も応分の負担が必要であるとする意見が出されている。

なお、同検討会では、対象地域に沖縄、奄美、小笠原といった地域を対象とした特別法の指定地域を含めるか、対象行為に農業生産活動に加え、公益的機能の増進につながる活動も含めるか等、引き続き検討を重ね、七月に最終とりまとめを行う予定としている。（詳細については、次号の週報に掲載予定）